

## 太田税務署からのお知らせ

### 【所得税及び復興特別所得税の確定申告書は自分で作成してお早めに】

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月17日(月)から3月17日(月)までです。

還付申告は、2月15日(土)以前でも行えます。

※税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っていません。

#### ○申告書の作成について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税及び復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、e-Taxを利用して提出(電子申告)することができるほか、印刷して「書面」により提出することもできます。

**H・P** [https://www.keisan.nta.go.jp/h25/ta\\_top.htm](https://www.keisan.nta.go.jp/h25/ta_top.htm)

#### ○納付期限と振替納税について

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限及び振替日は下記のとおりです。

- ・納期限 3月17日(月)
- ・振替日 4月22日(火)

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

納付には便利な振替納税を、ぜひご利用ください。

#### <復興特別所得税について>

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率をかけて計算した金額です。

#### <公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について>

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、「公的年金等に係る雑所得」以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

### 【消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに】

平成25年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、3月31日(月)が申告・納付の期限となっています。

#### ○平成25年分の消費税・地方消費税の申告が必要な方

- ・平成23年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
  - ・平成23年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成24年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
  - ・上記に該当しない場合で、平成24年1月1日から平成24年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者
- なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

※事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

#### ○納付期限と振替納税について

確定申告による消費税及び地方消費税の納期限及び振替日は、下記のとおりです。

- ・納期限 3月31日(月)
- ・振替日 4月24日(木)

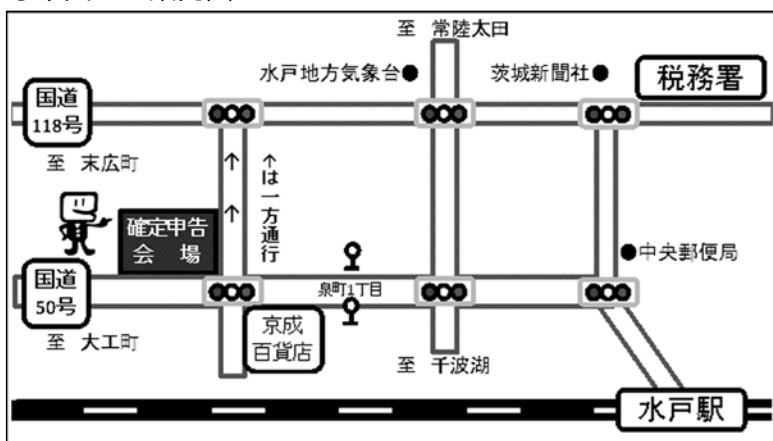
### 【日曜日の申告相談について】

太田税務署では、平成25年分の確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、水戸税務署と合同で下記業務を行います。

なお、この2日間は中央ビル以外での業務は行っていませんので、ご注意ください。

当日は混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

- 期 日 2月23日(日)・3月2日(日)
- 時 間 9:00～17:00 (受付/8:30～16:00)  
(会場が混雑している場合には受付を早めに締め切ることがあります)
- 場 所 中央ビル（水戸市泉町2-3-2）
- 業務内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の受付、納付相談  
※現金納付の窓口業務は行いません。
- 中央ビル案内図



#### <会場までの案内>

- ・徒 歩  
水戸駅北口から徒歩25分
- ・バ ス  
水戸駅北口から④⑤⑥⑦番バス停  
乗り場「大工町方面」乗車、「泉町一丁目」下車  
※④番乗り場から出発する「水戸市内循環バス」は「外回り」をご利用ください。

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※中央ビルへの直接のお問い合わせはご遠慮ください。

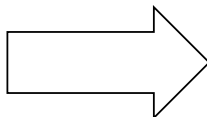
**問 太田税務署個人課税部門 ☎0294-72-2171 (自動音声に従い「0」を選択してください)**

### 使用済み傘の排出について

各家庭で不用になった傘は、お手数でも布（ビニール）部分と金属部分に分けて排出してください。布（ビニール）部分は可燃ごみとして、金属部分はカン類としてコンテナに入れてごみに出してください。限りある資源を有効利用するためにも、ルールを守って排出しましょう。



分別して排出



**問 本庁 環境課環境推進G ☎52-1111 内線123**  
大宮地方環境整備組合環境センター ☎029-296-1744